

VIII そ の 他

1 契約について

支援費制度においては、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みとなっていることから、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要がある。

利用者と事業者の対等な関係を確立し、支援費制度導入のねらいである利用者本位のサービス提供を実現するためには、適切な契約が締結され、これに沿ったサービス提供が行われることが重要である。

このため、判断能力が不十分な障害者等が円滑に契約できるよう支援することが求められるところであり、地域において、以下のような契約を支援するための事業、制度等を活用されたい。

- ① 社会福祉法人全国社会福祉協議会が、支援費制度移行に際し、当事者による契約を支援するという観点から、契約書、重要事項説明書及びサービス利用説明書のモデルや契約の手引き、成年後見制度利用促進のためのパンフレットの作成等について検討しているところであり、2月下旬にとりまとめられる予定である。都道府県、指定都市、中核市等に配布される予定となっているため、サービス提供者や市町村に周知するなど積極的な活用を図られたい。
- ② 社会参加推進事業や支援費制度円滑化経費（平成15年度予算案）の活用によるコミュニケーションの支援の充実
- ③ 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）
施設入所者も対象としたところであり、何らかの支援があれば本人の意思を確認できる知的障害者については、本人の意思により本人が契約できるよう、当該事業を活用することにより、本人に対する必要な支援が行われることが重要である。
- ④ 成年後見利用支援事業
契約の締結にあたって成年後見制度の利用が必要となる場合があることから、平成14年度より、知的障害者も当該事業の対象としたところである。
- ⑤ 地域弁護士会、社団法人成年後見センター・リーガルサポート、社団法人日本社会福祉士会が運営している成年後見センター等の各地域における成年後見制度等の相談窓口との連携を図られたい。
- ⑥ 就労・地域生活支援対策事業加算（支援費制度円滑移行特別対策加算）（平成14年度補正予算案）

当該事業の対象となっている支援費移行運営体制整備事業の活用により、入所者等に対する重要事項説明等、契約締結のための調整担当職員の整備等が可能である。

2 指定知的障害者入所更生施設及び指定特定知的障害者入所授産施設の入所者に係る医療費の取扱いについて

現行の措置制度においては、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の入所者の医療費に係る自己負担分について、措置費の支弁対象としているところである。

これは、「精神薄弱者については、その特殊性から、児童から成人に至るまでの一貫した保護指導を行うことが重要である」とし、「とりあえず、施設における処遇内容の向上を図るため、措置費構成内容のうち、児童と成人とで内容を異にすること合理的理由の薄い医療費等については、早急に一元化を図り、内容を充実させる必要がある。」

(昭和45年1月の中央児童福祉審議会意見具申)との意見を踏まえ、措置費に算入されたものである。

支援費制度移行後における支援費は、施設支援に「通常要する費用」とであるとされている。したがって、医療費については、前回の会議においても現行と同様の取り扱いとする予定である旨、お知らせしたところであるが、支援費としてではなく、別途、補助することとしているところである。

その際の事務手続きについては、新たに福祉事務所を設置しない町村が審査支払のための委託契約を社会保険診療報酬支払基金等と締結し、審査支払いを行うこととすると事務手続等において相当の混乱を招くおそれがあることから、従来どおり、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村において、受診券の発行をはじめ、審査支払事務についての取扱いをお願いしたい。

なお、法別番号については、既存の53番を使用することとしているが、関係通知等の改正を行う予定であり、その具体的な内容については、随時お知らせすることとしている。

<参考> — イメージ図 —

